



# 東日本大震災復興特別委員会 令和2年3月19日 参議院第一委員会室

羽 = 羽生田俊 厚 = 厚生労働省 大臣 = 復興大臣

羽

東日本大震災から9年という月日が流れ復興が進む中でインフラ整備のニュースが多くなりました。しかしながら被災地において住民が戻り、移住者も含め人口が増えることが賑わいを取り戻す一番の重要な事です。

その住民が生活するためには、働く場や子供たちの教育の場、医療・介護の場、そして乳幼児には保育等そういった施設や環境が整っている必要があります。

医療の面をとっても医師や医療者の確保は困難で、県内や隣県では厳しく、首都圏からの確保をするだけの原資が十分でない現在の補助だけでは到底なれない状態です。

故郷に戻り生活をしたいという希望の為にも地域の医療がしっかりとそれを、支えるものでなければならない。復興庁として復興のあるべき姿をどのようにお考えか。

大臣

羽生田先生には医療の専門家として被災地の復興に大変大きなご指導を頂いていることに心から敬意と感謝を申し上げます。

被災地域の医療の再生支援に国として平成29年度予算において令和2年度までの4年分として236億円を福島県の地域医療再生基金に積み増しをしており、県はこの活用にて医療機関の運営支援や医療人材確保のための取り組みを行っています。

昨年末の閣議決定された基本方針においても再開後の医療施設の経営、医療従事者の確保を進め地域のニーズに対応したきめ細やかな支援を引き続きおこなってゆきます。

羽

特に被災3県において地域医療再生基金の資金活用をした地域医療ネットワークの整備が多く注がれ、このネットワークの活用をしっかりしてゆく方向性が示さ



れていると感じています。

被災地の医療・介護提供また地域医療構想の機能分化、連携、在宅医療基盤の充実あるいは地域包括ケアの構築、進化において地域医療ネットワークを構築してゆくことは非常に重要であり被災地や災害地の情報共有にも非常に大切であると考えますが、その運営は大変厳しいものがあります。導入だけではなく運営に関する支援の在り方をお願いしたい。

厚

地域医療情報連携ネットワークの重要性は認識しておりますが会計検査院から低調な運用状況に指摘を受けており、運営費の性格上地域医療介護総合確保基金から支援を行わないこととしました。しかしながら令和元年度から3年間は運営主体の人件費や保守料について基金からの支援の経過措置を設けています。厚労省として地域医療構想に資する地域医療情報連携ネットワークに対する適切な支援を行ってまいりたいと考えております。

羽

地域医療介護総合確保基金の区分Iが非常に使いく工が必要と考えていますが、整備運用という意味において区分Iを利用できるように、ぜひお考え頂きたい。



俊翔会のご案内

羽生田たかしの政治活動を支援するための後援会「俊翔会」へのご入会をお願いいたします。

お問合せ先 俊翔会事務局 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館319号室 / Tel. (03) 6550-0319 / Fax. (03) 6551-0319

羽生田たかしオフィシャルサイト <https://www.hanyuda-t.jp/>

Facebook icon 羽生田たかし 検索

Twitter icon 公式アカウント @hanyuda\_takashi メール mail@takashi-hanyuda.com

自民党 自由民主党群馬県参議院 比例区第八十二支部

# 羽生田 だより

Takashi Hanyuda News

質問 概要

特別号

令和2年4月発行



羽生田たかし国会事務所 〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館319号室 TEL:03-6550-0319 FAX:03-6551-0319  
羽生田たかし群馬事務所 〒371-0022 群馬県前橋市千代田区2-10-13 TEL:027-289-8680 FAX:027-289-8681

Greeting ごあいさつ

平 素より、私の政治活動に際し、多大なご理解・ご協力を頂いておりますことに心より御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、全国的な罹患者の増加と共に都市封鎖や医療崩壊が囁かれ、日本医師会においても「緊急事態宣言を発令する時期」として国民への呼びかけをされました。

不安を抱えながらも診療を続け、地域医療を懸命に支えておられる皆様方には敬意を表します。そして、医療用具やマスクなどの防護具の不足解消など、医療従事者が安心して従事するための最低限の設備を整える事は国の責任であると考えております。現場でのマスクや消毒液の不足を危機管理ととらえ増産や獲得を含めた対応を国防として権限と責任において果たすべきと考えています。

それも含め、医療崩壊を起こさぬ為の国民の意識や努力はさることながら、現在の感染者を全て入院させるという措置も、フェーズが変われば重症患者のみ入院措置をとり軽症者は自宅療養となります。

しかしその医療提供体制の構築もまだまだ課題が多く、そのスキームを含め様々検討が必要であります。また、何より軽症患者が自宅療養となれば一般病院でも感染患者を受け入れる事になるのか、また現在感染患者を受け入れている病院においても重症患者を多く受け入れられる医療提供体制が整っているのか、医療従事者の確保や、患者受け入れの為のベッドを有事に備え空けておくという問題があり、オリンピック選手村を活用する事などへの要望や提案もなされております。

昨今、政府や財務省が推し薦めてきた医療費抑制・医療費削減、費用対効果の政策によって医療機関は

すでに疲弊しており、医療設備や医療者確保においてもギリギリの状態でおこなっておりました。また働き方改革や、労働局の現場を崩壊させかねない指導により、医療者の努力によってのみ持ちこたえていた状態であり、本来学びの施設であるべき大学病院までが、費用対効果、効率化によって「自分で稼げ」といわんばかりのベッド稼働率や入院の短期化によって、ベッドを空けておくような体制はとれておりません。

医療器具に関しても同様で、ICUへの感染者受入れの費用の大きさや、ICU内での他の患者との隔離の問題なども山積する課題の一つであります。

今般の感染症医療機関がどれだけ追い込まれた状況で現在運営をしているのか、ようやく政府が気づいた状態です。とはいえ世界でこれだけ重症化をみせ、日本でも広がりを見せている状態です。爆発的な感染拡大が起こりうる事も視野にいた、対応策の早急な検討と人財・物資そして財源の確保、それが国民の生命を守るという国の責任であり、ウイルスとの戦いに人類が勝利し、東京オリンピックがその象徴として開催されるその日まで、国民一丸となり乗り越えて行かなければならないと思っております。

地域の医師会と行政と連携を取り日本医師会においても国と連携をとらなければなりません。私も頂いた使命と責任を果たすべく国政にて現場の声を伝えて参ります。

気を引き締め一層の対策に万全を共にとって参りましょう。

参議院議員

羽生田 俊

羽 = 羽生田俊 厚 = 厚生労働省(政府参考人)



## 参議院厚生労働委員会

令和2年3月19日 参議院第43委員会室

すべての人に  
やさしい  
医療・介護を  
羽生田たかし 《質問概要》



**羽** 新型コロナウイルス感染症が広がりを見せる中でPCR検査が保険適用となり、今まで保健所の許可が必要であったPCR検査が医師の判断によって行えるようになったが、希望者全てが受けられるという誤解があります。必要と医師が判断した人が受けられる体制整備である広報が行き届いてないと感じています。

その中で受診した患者が後に新型コロナウイルス感染症陽性と判断され、自主的に休診する事例が出ていますが、政府における「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第二弾—」での雇用調整助成金の特例措置の拡大についてご説明願いたい。

**厚** 雇用調整助成金は需要の減少など経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主の方が、労働者に対して一時的に休業などを行い労働者の雇用の維持を図った場合に休業手当等の一部を助成するというもので、新型コロナウイルス感染症に関し特例措置を拡大しています。

**羽** 再度確認致しますが、(新型コロナウイルス感染症に関し)院長が自主的に自身の判断で2週間程度の休診をした場合に、この雇用調整助成金の適用になるとの回答でよろしいか。

**厚** 現状におきまして新型コロナウイルス感染症の拡大防止が強く求められている中で、医療機関が自主的に休業し労働者を休業させる場合については、経済上の事由により企業活動の縮小を余儀なくされたものに該当するとして助成対象となり得ると考えてございます。

**羽** また、非常に感染が多い地域においてプラスしての助成がありますが、現在は北海道がその対象であるという理解でよろしいか。

**厚** 北海道につきましては、知事が活動自粛を要請している地域ということで、助成率の上乗せが適用となっています。

**羽** 従業員へは雇用調整助成金の適応があるが、事業主である医院長(開設者)には全く補償がないのが現状で、休診した場合の休業補償は民間保険に頼っています。しかしながらこの民間保険は特定感染症(一類感染症、二類感染症、三類感染症)となっております。今回の新型コロナウイルス感染症は指定感染症(二類相当)となっております適応外となっております。この対応をお願いしたい。

**厚** 委員からご指摘のありました民間保険の関係、契約など厚労省は監督の立場にないこともあり、ご指摘の点について関係者とは情報共有を図って参りたいと考えております。

**羽** 民間保険については金融庁の管轄ですのでその折衝が必要になります。しかしながら感染症の分類は厚労省の仕事であります。その部分を考慮して扱いに気配りを頂きたい。

また、現在防護具の不足が深刻であると認識しています。マスク、手袋、防護服、消毒薬などは医療者の感染とそこから拡大防止をふくめ必要な装備であります。改めて国の責任としてその十分な確保をして頂きたい。

国内生産が殆ど無いという状態で有り、国家の安



全保障として国内生産確保を含め対応していくべきと考えます。

**厚** ご指摘の防護服につきましてまさに国内で従来生産をされていなかったものもございます。とりわけ生産側につきましては経済産業省の方で設備投資の補助金を用意しております。厚労省としても必要などころへ優先的に供給する仕組み等手当をしている所です。ご指摘のありました、感染症対策が国民の命と健康を守る上で重要だということ今回改めて認識させて頂きました。国内の増産努力、安定輸入と同時に国として安定確保の方策に対応して参ります。

**羽** 国民の不安は検査体制の不十分、ワクチンがない、治療薬がない等大きな不安を抱えています。この不安解消の為にできるだけ早く体制を整えて頂きたい。但し、ワクチンや薬というものは安全性というものが一番大切である事を考慮の上、また検査キット等は擬陽性を含めた精度等その辺を考えた上で進めて頂きたい。

感染症対策は国が国民を守る、国家安全保障の一つであると認識頂きたい。

